

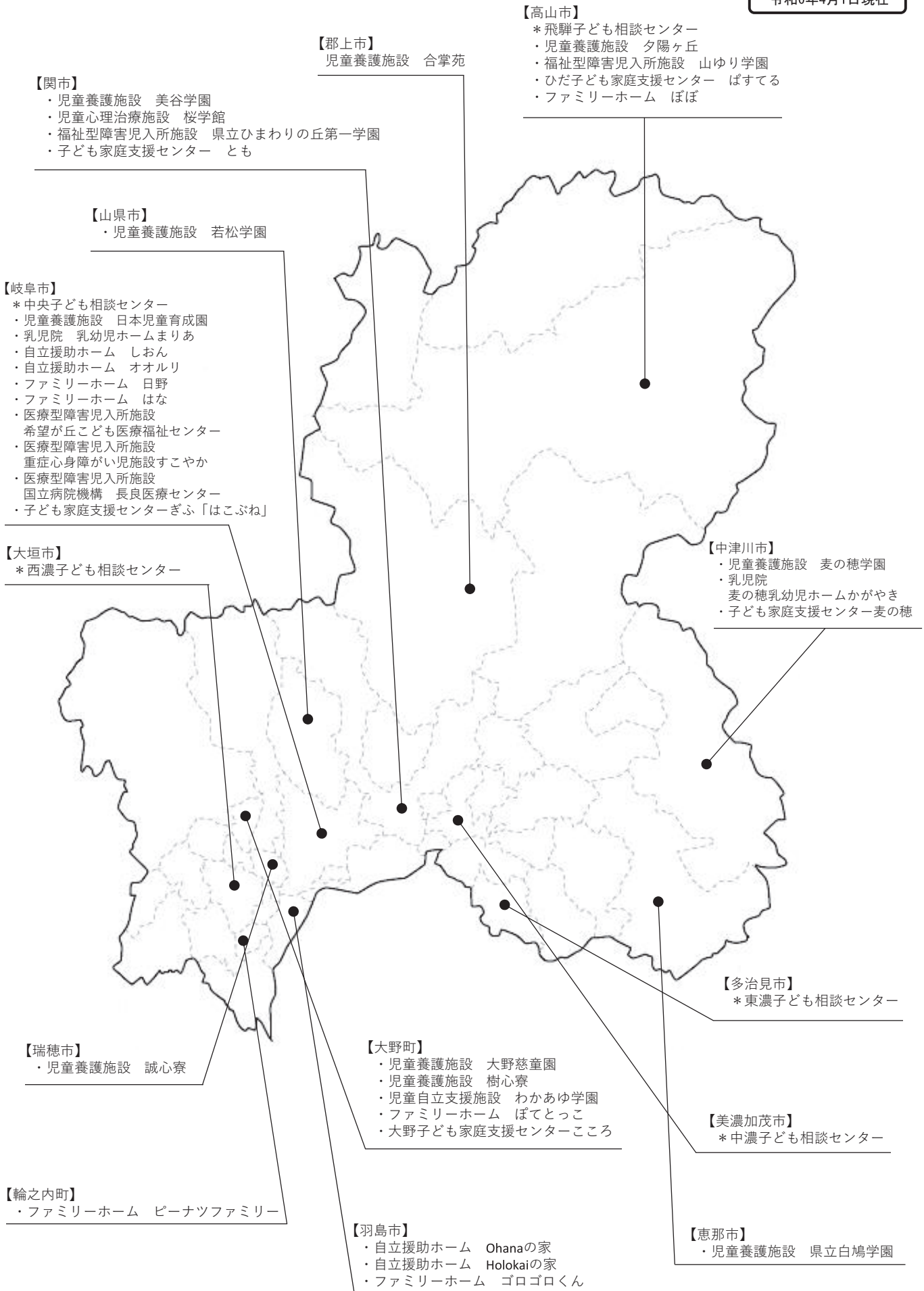
# I 子ども相談センターの概要

## 1 子ども相談センターの設置及び管内状況

区分	中央子ども相談センター	西濃子ども相談センター	中濃子ども相談センター	東濃子ども相談センター	飛騨子ども相談センター
所在地	〒502-0854 岐阜市鷺山向井 2563-79	〒503-0852 大垣市禾森町 5-1458-10	〒505-8508 美濃加茂市古井町 下古井2610-1	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1	〒506-0032 高山市千島町 35-2
電話 FAX	(代):(058)201-2111 FAX:(058)295-2501 24時間虐待通報ダイヤル :(058)213-0189	(代):(0584)78-4838 FAX:(0584)78-2423 24時間虐待通報ダイヤル :(0584)78-4866	(代):(0574)25-3111 FAX:(0574)25-0924 24時間虐待通報ダイヤル :(0574)25-3350	(代):(0572)23-1111 FAX:(0572)25-5077 24時間虐待通報ダイヤル :(0572)23-1226	(代):(0577)32-0594 FAX:(0577)32-0599 24時間虐待通報ダイヤル :(0577)32-0611
管轄区域	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡(岐南町) " (笠松町) 本巣郡(北方町)	大垣市 海津市 養老郡(養老町) 不破郡(垂井町) " (関ヶ原町) 安八郡(神戸町) " (輪之内町) " (安八町) 揖斐郡 " (揖斐川町) " (大野町) " (池田町)	関市 美濃市 美濃加茂市 可児市 郡上市 加茂郡(坂祝町) " (富加町) " (川辺町) " (七宗町) " (八百津町) " (白川町) " (東白川村) 可児郡(御嵩町)	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市	高山市 飛騨市 下呂市 大野郡(白川村)
	6市 2郡(3町)	2市 4郡(9町)	5市 2郡(8町村)	5市	3市 1郡(1村)
人口	780,052 人	344,550 人	353,191 人	309,157 人	130,922 人
児童人口	112,968 人	48,408 人	52,275 人	41,952 人	18,256 人
面積	993.28 km <sup>2</sup>	1,432.97 km <sup>2</sup>	2,454.26 km <sup>2</sup>	1,562.82 km <sup>2</sup>	4,177.99 km <sup>2</sup>
岐阜県人口		1,917,872 人			
岐阜県児童人口(0歳~18歳未満)		273,859 人			
岐阜県面積		10,621.29 km <sup>2</sup>			

児童相談所全国共通ダイヤル 189番(いちはやく)

※人口及び児童人口の数値は令和6年4月現在

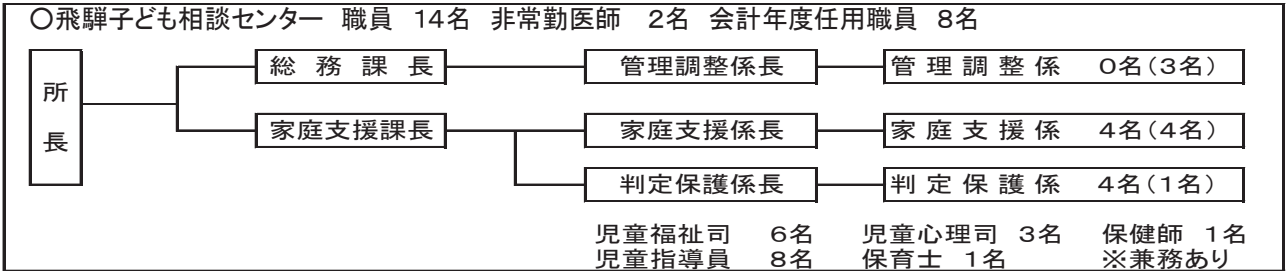
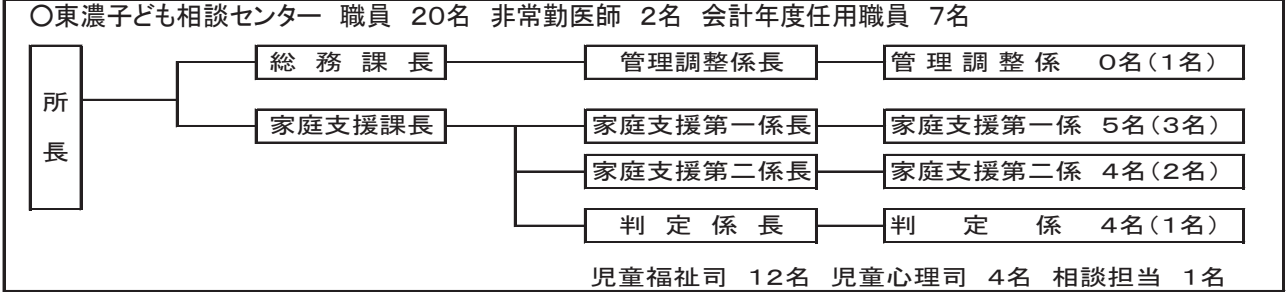
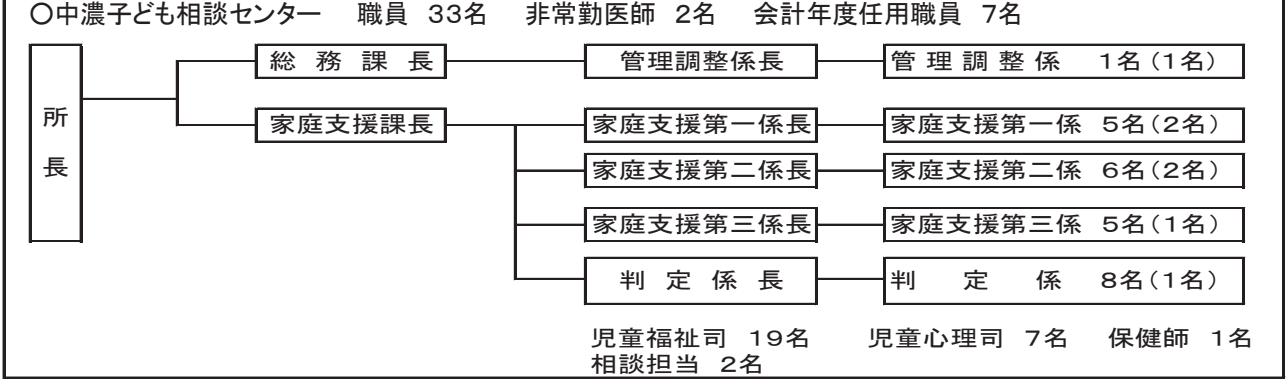
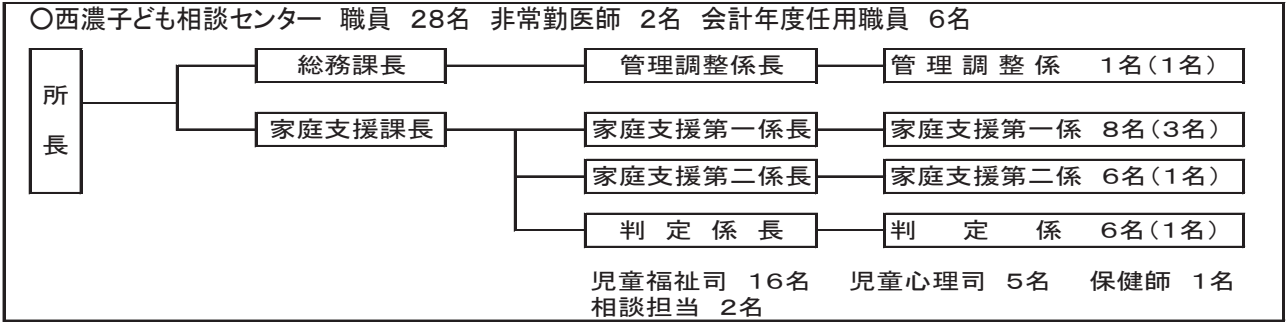
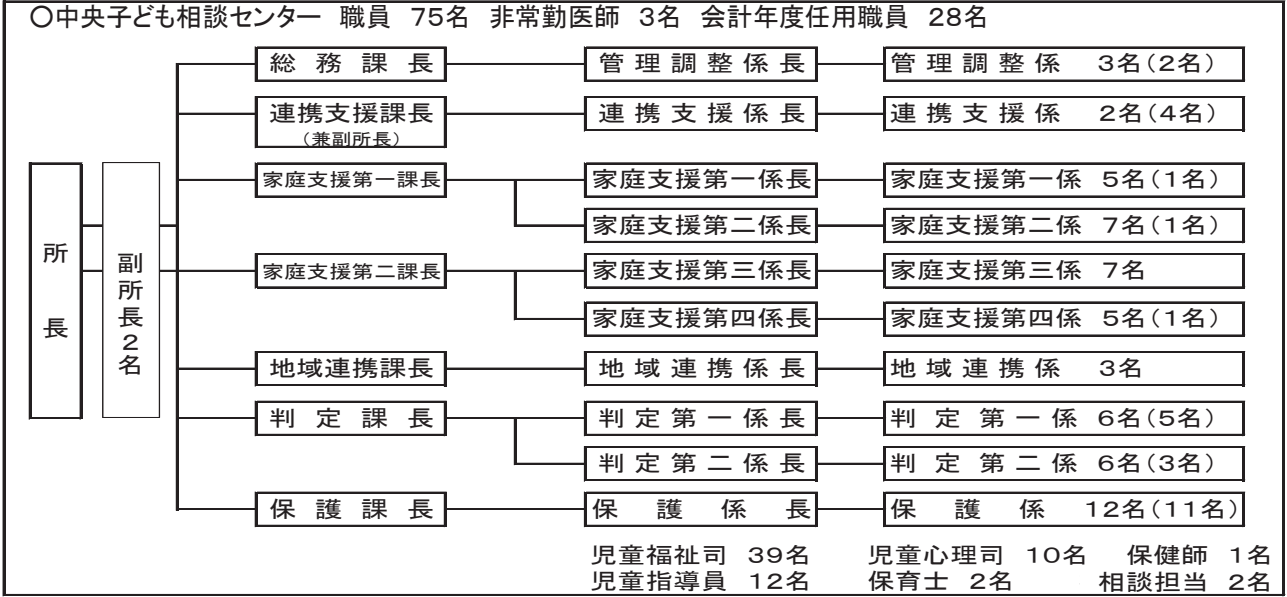


## 2 子ども相談センターの沿革

年月日	中央子ども相談センター	西濃子ども相談センター	中濃子ども相談センター	東濃子ども相談センター	飛騨子ども相談センター
S23. 1. 1	児童福祉法施行(S22.12.12公布)				
S23. 5. 25	中央児童相談所開設 岐阜市加納平安町12				
S24. 4	移転 岐阜市大門町1				
S27. 7. 15	移転 岐阜市青柳町1 管轄変更 多治見地方児童相談所の 管内を除く			多治見地方児童相談所開設 多治見市明治町2-2 (多治見市、中津川市、 可児郡、土岐郡、恵那郡)	
S28. 6. 1	管轄変更 高山地方児童相談所の 管内を除く				高山地方児童相談所開設 高山市上一之町64 (高山市、益田郡、大野郡 吉城郡)
S30. 4.12	管轄変更 大垣地方児童相談所の 管内を除く	大垣地方児童相談所開設 大垣市丸の内1-27-1 (大垣市、海津郡、養老郡、 不破郡、安八郡、揖斐郡)		管轄変更 (恵那市、土岐市追加)	
S34. 7.10		名称変更 西濃児童相談所		名称変更 東濃児童相談所 管轄変更 (瑞浪市追加)	名称変更 飛騨児童相談所
S38. 4. 1	管轄変更 各務原市発足(稲葉郡)			移転 多治見市音羽町	
S47. 4. 1		移転 大垣市禾森町5-1458-10			
S51. 4. 1	西濃、東濃の一時保護を統合	一時保護を中央へ統合		一時保護を中央へ統合	
S55. 4. 1	移転 岐阜市下奈良2-2-1				
S55.10.11				移転 多治見市上野町5-68-1	
S57. 4. 1				管轄変更 可児市発足(可児郡)	
S59. 4. 1					移転 高山市千島町35-2
H2.11. 1	子ども・家庭電話相談室開設				
H10. 4. 1	児童福祉法大幅改正施行(H 9. 6.11公布) 名称変更 中央子ども相談センター	名称変更 西濃子ども相談センター		名称変更 東濃子ども相談センター	名称変更 飛騨子ども相談センター
H12.11.20	児童虐待の防止等に関する法律施行				
H14. 4. 1	管轄変更 中濃子ども相談センターの 管轄を除く		中濃子ども相談センター開設 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 (関市、美濃市、美濃加茂市、 可児市、武儀郡、郡上郡、 加茂郡、可児郡)	管轄変更 中濃子ども相談センターの 管轄を除く	
H17. 2.13				管轄変更 中津川市に長野県山口村が 加わる	
H18.10. 1	障害者自立支援法施行(H18. 4. 1一部施行)				
H25. 4. 1	障害者総合支援法施行				
H30.11.26	移転 岐阜市鷺山向井2563-79				
R4.4.1	こどもサポート総合センター開設 (岐阜市子ども・若者総合支援 センター内)				
R6.4.1	児童福祉法大幅改正施行(R4. 6.15公布)				

### 3 機 構

令和6年4月1日現在



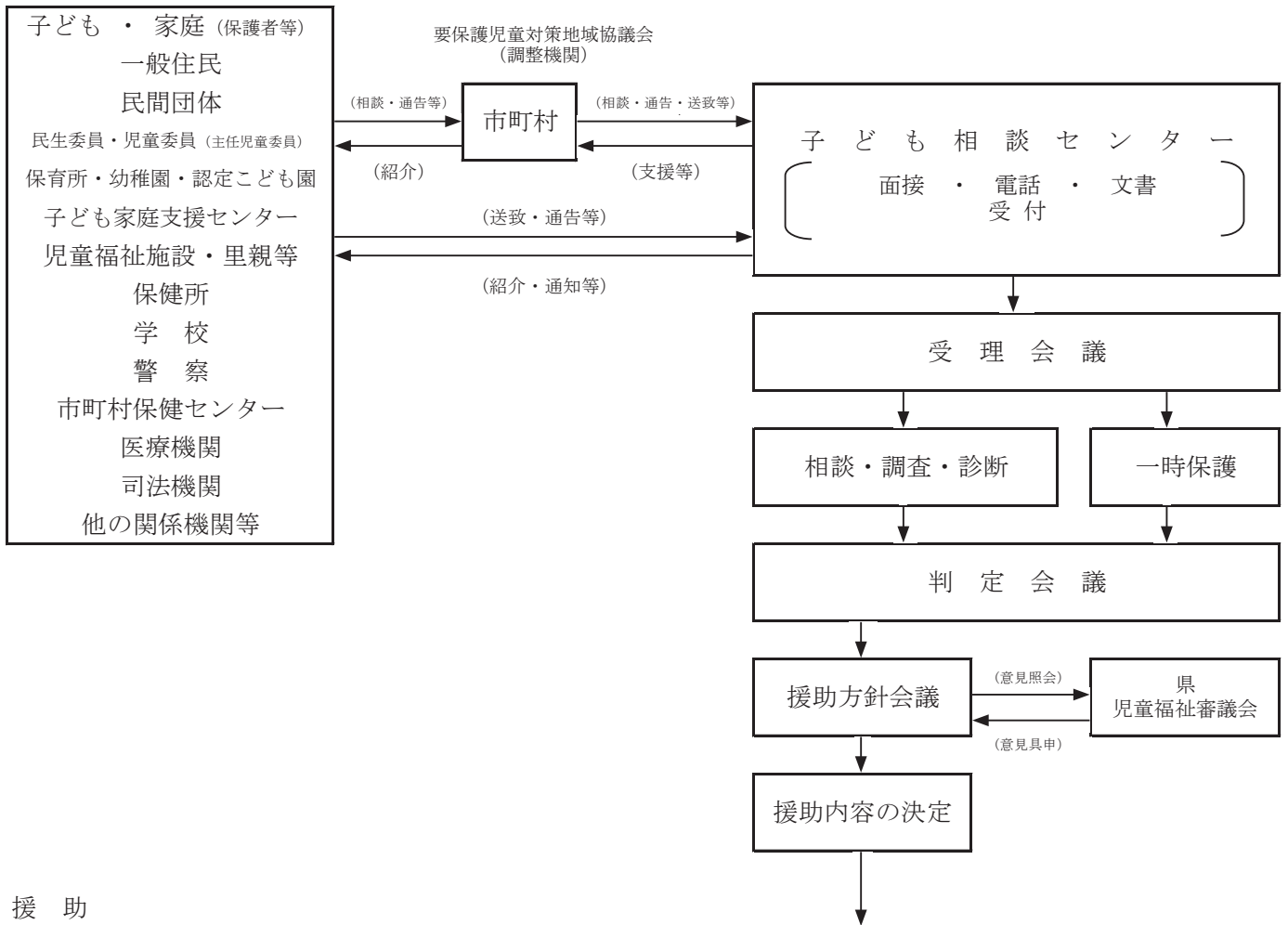
注 ( )内は会計年度任用職員で外数 再任用職員は職員数に含む

## 4 業務内容

### (1) 相談の内容

相談種別		内容
養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待：暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト）：保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
3	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談 受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
16	その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 相談援助活動のながれ



援助

在宅指導等	措置によらない指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言指導</li> <li>・継続指導</li> <li>・他機関あつせん</li> </ul>
	措置による指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司指導</li> <li>・児童委員指導</li> <li>・市町村指導</li> <li>・児童家庭支援センター指導</li> <li>・知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導</li> <li>・障害者等相談支援事業を行う者の指導</li> <li>・指導の委託</li> </ul>
訓戒、誓約措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託</li> <li>・里親、小規模住居型児童養育事業委託措置</li> <li>・児童自立生活援助の実施</li> <li>・市町村への事案送致</li> <li>・福祉事務所送致等</li> <li>・家庭裁判所送致</li> <li>・家庭裁判所への家事審判の申し立て</li> </ul>		